

第2次 綾川町男女共同参画プラン

概要版



2019(平成31年)年3月

香川県 綾川町

男女共同参画社会とは？

男性も女性も互いにその人権を尊重し、地域社会の課題解決や子育て・介護などをすべての人が性別役割分担意識にとらわれることなく、一人ひとりが責任を担い、個性や能力を十分に発揮していくことができる社会です。また、あらゆる分野に対等なパートナーとして参画することで、社会全体の活力が増し、誰もが将来への夢を持つことができる社会です。

綾川町では、男女共同参画社会基本法に基づき、「第2次綾川町男女共同参画プラン」を策定し、町の取組の方向性を定め、男女共同参画社会の実現に向けて着実に取組を進めていきます。

たとえば

地域では…

老若男女が協力して地域活動やボランティア活動に積極的に参加



家庭では…

家族みんなで家事・子育て・介護に参画し、子どもの自主性と個性を大切にされた子育て

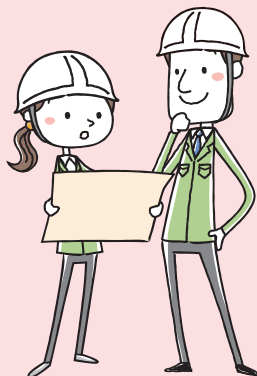
学校では…

性別にとらわれることなく、子どもの個性や能力と人権を大切にする教育



職場では…

男女とも仕事と家庭生活をバランスよく担い、いきいきと働く



政策・方針決定の場では…

行政、企業、自治会などの方針決定の場に男女がたよらず参加し、男女があらゆる分野で活躍



プラン策定の位置付け

本プランは、「男女共同参画社会基本法」を根拠法とし、「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として位置付けるとともに、「DV防止法」に基づく市町村基本計画として位置付けます。また、国や県の男女共同参画基本計画及び本町の総合振興計画をはじめ、本町の関連計画との整合性に配慮して策定しています。

根拠法

- 男女共同参画社会基本法
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

国

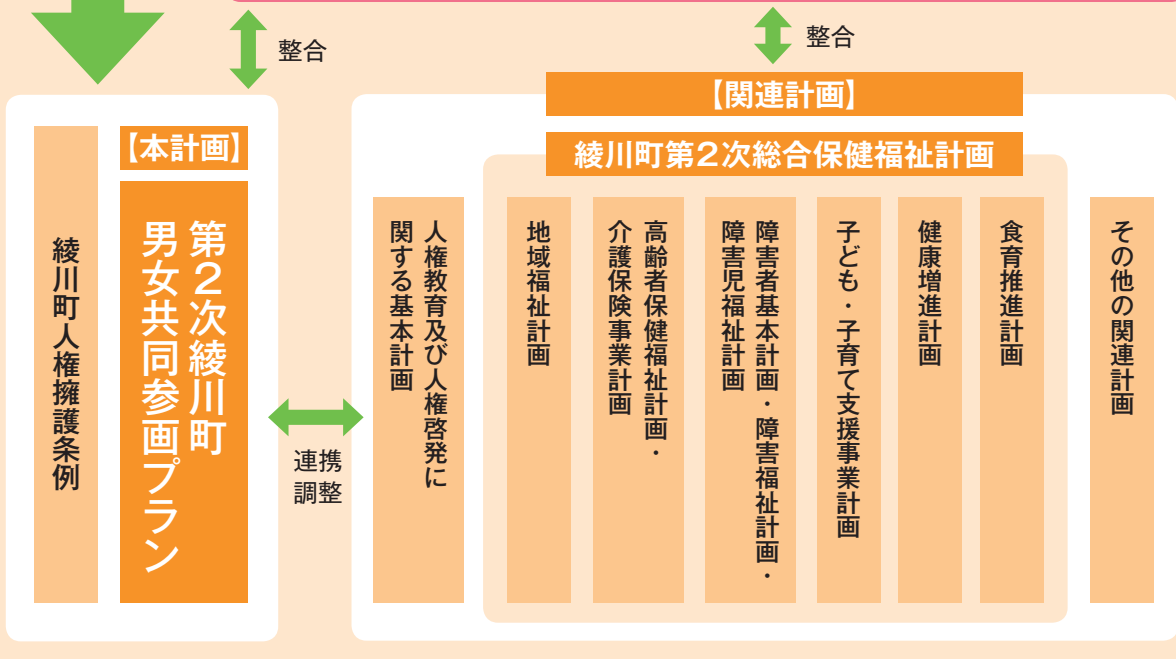
- 第4次男女共同参画基本計画
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針

香川県

- 香川県男女共同参画推進条例
- 第3次かがわ男女共同参画プラン
- 第3次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画

綾川町

綾川町第2次総合振興計画



プランの期間

本プランの期間は、2019（平成31）年度から2028年度までの10年間とします。中間年度に当たる2023年度に、それまでの取組の中間評価・見直しを行います。

本プランの基本理念

一人ひとりが尊重され 誰もが活躍できる 笑顔のまち あやがわ

この基本理念に基づいて、人権の尊重と男女共同参画の理解促進を図り、女性が活躍できる社会づくりを目指すとともに、性別、性自認^{注1}、性指向^{注2}にかかわらず（以下、「性別等にかかわらず」）お互いを認め合い、個人として尊重される活力あるまちづくりを目指します。

プランの基本目標

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

- 社会のあらゆる分野で「男性優遇」意識が強い現状を踏まえ、男女平等意識の浸透に向けて、社会通念やしきたり、慣習を見直すなど意識の改革を促進します。
- 男女共同参画の意識づくりについて、学校教育のみならず、家庭や地域などで多様な学習機会の充実を図ります。

主要課題

1 人権尊重と男女共同参画の意識づくり

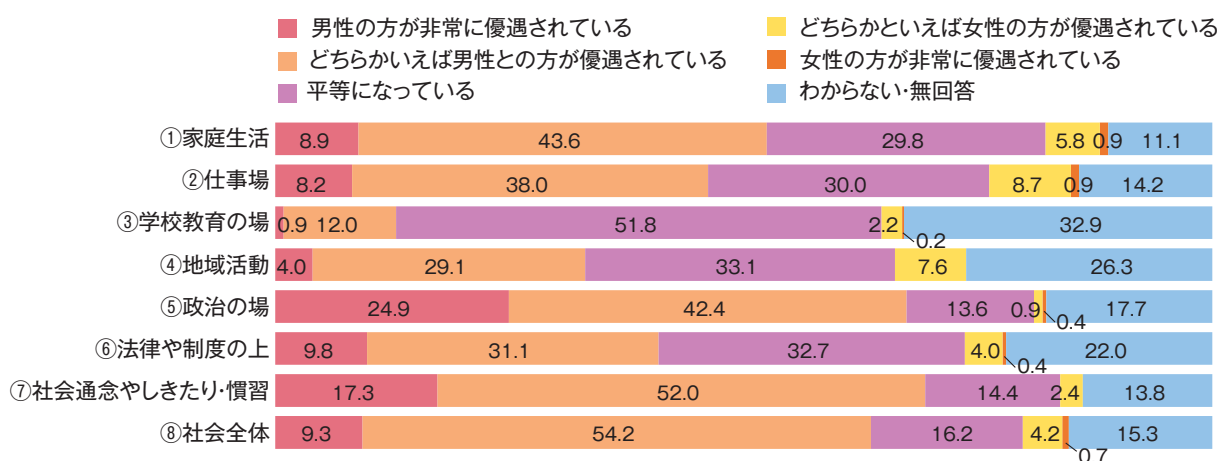
2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

基本施策

- 人権尊重の意識づくり
- 男女共同参画の理解促進と意識の向上

- 学校教育における男女共同参画の推進
- 男女共同参画に関する生涯学習の推進

男女の平等意識について



男女の平等意識を分野別にみると、「学校教育の場」をはじめ、「地域活動」「仕事場」では平等意識は比較的高いものの、すべての分野において男性優遇意識が強く、特に「政治の場」「社会通念やしきたり・慣習」「社会全体」で目立っています。

^{注1} 【性自認】 自分自身が自分の性をどのように認識しているかという概念。例えば、出生時に男性（女性）として戸籍に記載された人の多くは自分を男性（女性）と認識しているが、出生時に割り当てられた性別とは違う性別だと認識している人や、男性でも女性でもないと感じている人など、様々な性自認がある。

^{注2} 【性指向】 恋愛感情等がどの性別に向いているかという概念。男性を好き、女性を好き、男女両方好き、あるいは誰に対しても恋愛感情を抱かない等、好意や愛情をどの性別に対して感じているか、という思いを指す。

基本目標Ⅱ 性別等にかかわらず活躍できるまちづくり(女性活躍推進計画)

- 様々な分野における女性の能力発揮の支援に努め、女性の人材育成と活躍の促進を図ります。
- 職場における男女間の格差の解消や、労働条件の改善など、企業等に対する男女共同参画への取組を促進します。
- 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に向けた取組を推進します。
- 地域活動における男女共同参画を促進します。

主要課題

3 あらゆる分野における女性活躍の推進

4 雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保

5 仕事と家庭生活の両立の推進

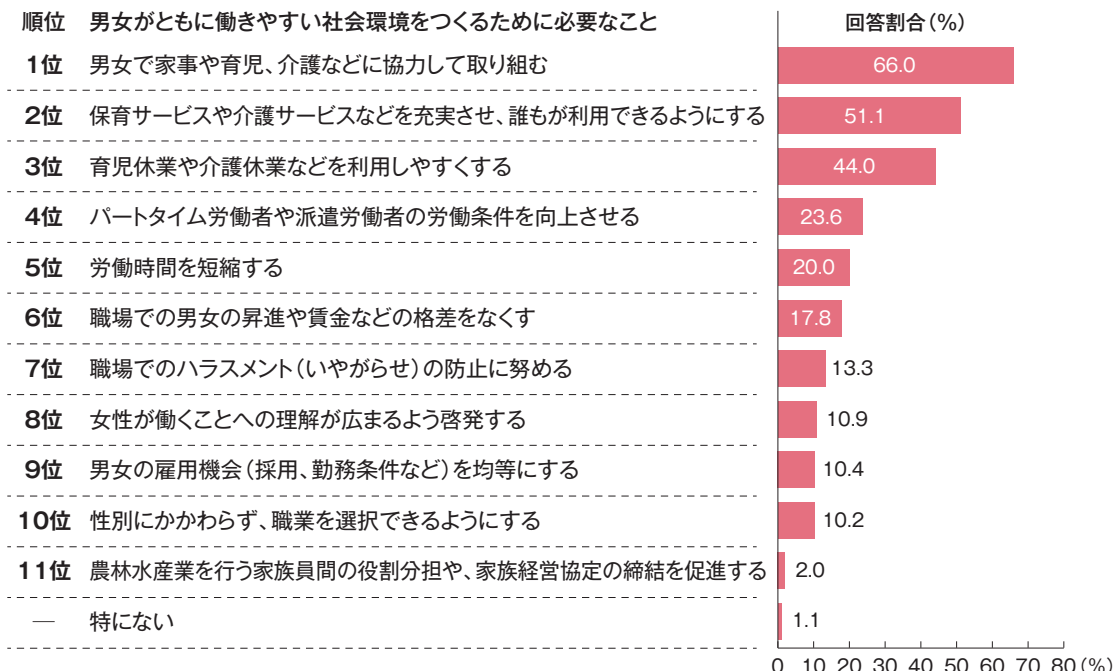
基本施策

- 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進
- 女性の人材育成とエンパワメントの推進

- 男女の均等な雇用機会と待遇確保の促進
- 誰もが働きやすい職場環境づくり
- 農林水産業や自営業における意識づくり

- ワーク・ライフ・バランスの理解促進と意識づくり
- 仕事と子育て・介護の両立支援
- 地域活動における男女共同参画の推進

男女がともに働きやすい社会環境をつくるために必要なこと



男女がともに働きやすい社会環境をつくるために必要なことについては、「男女で家事や育児、介護などに協力して取り組む」が最も多く、次いで「保育サービスや介護サービスなどを充実させ、誰もが利用できるようにする」「育児休業や介護休業などを利用しやすくする」などの順となっています。

基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせるまちづくり

- あらゆる暴力の防止と根絶に向けた啓発活動を推進します。
- 被害者に対する相談支援体制の充実に取り組みます。
- 生涯にわたる男女の健康づくりを支援します。
- 地域福祉を推進し、防災対策における男女共同参画の視点の導入を促進します。

主要課題

6 あらゆる暴力の根絶
(DV 防止市町村基本計画)

7 生涯にわたる健康への支援

8 共に支え合う福祉のまちづくり

基本施策

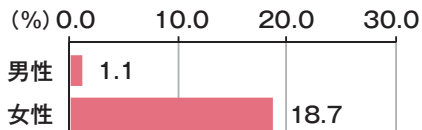
- あらゆる暴力の根絶
- 相談・支援体制の充実

- あらゆるライフステージに応じた健康づくり
- 安心して出産できること及び健康への支援

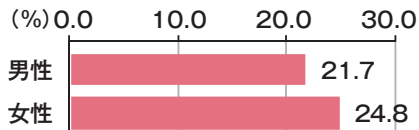
- 地域福祉の推進
- 安全・安心な地域づくり

■自分が被害を受けたことがある割合

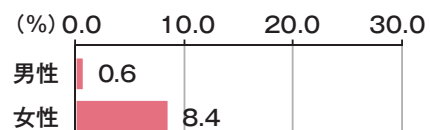
【セクシュアルハラスメント】



【パワーハラスメント】



【DV(ドメスティック・バイオレンス)】



セクシュアルハラスメントやDV被害を受けたことがある割合は、女性が男性を大きく上回っています。



プランの推進体制

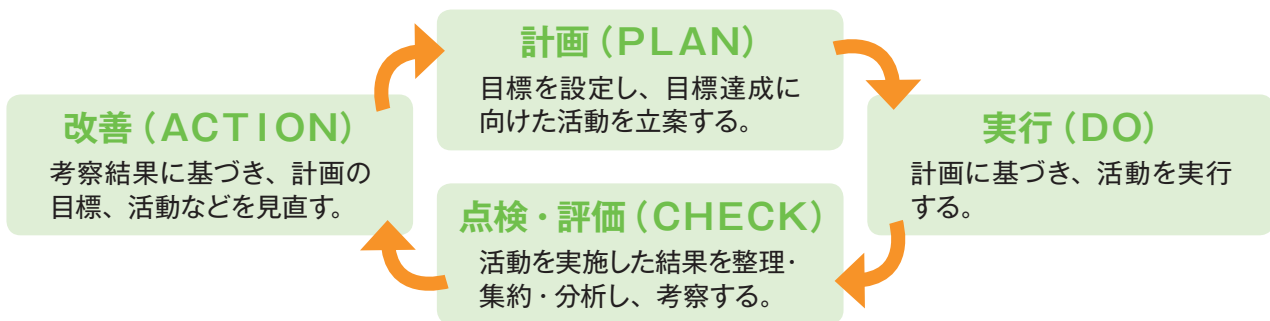
綾川町役場は、本プランのモデル事業所として積極的に取り組みます。

本プランの推進に当たっては、「綾川町特定事業主行動計画」や「綾川町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、庁内関係各課との十分な連携を図ります。

プランの進行管理

本プランの推進に当たっては、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）に基づく進行管理（PDCAサイクル）を強化し、常に改善を図ります。

【参考／PDCAサイクルのプロセスイメージ】



プランの数値目標

	現状値 2018(平成30)年度	中間目標値 2023年度
1 社会全体における平等意識 「社会全体」における男女の平等感について「平等」とする町民の割合	16.2%	30.0%
2 啓発推進をテーマとした研修会や講演会等の参加者数	217人	500人
3 学校教育の場における平等意識 「学校教育の場」における男女の平等感について「平等」とする町民の割合	51.8%	60.0%
4 町の審議会等での女性委員の占める割合	12.4%	30.0%以上
5 町の管理職における女性の割合	15.8%	30.0%
6 仕事場における平等意識 「仕事場」における男女の平等感について「平等」とする町民の割合	30.0%	40.0%
7 男性町職員の育児休業取得数	0人	1人以上
8 DV被害について「どこ（だれ）に相談してよいか、わからなかった」割合	18.5%	0%
9 子宮頸がん検診受診率（20歳以上）	22.9%	50.0%
10 乳がん検診受診率（40歳以上）	30.8%	50.0%
11 消防団員に占める女性の割合	0%	10.0% (当面5.0%)

●相談・支援窓口

【綾川町】

相談内容	相談窓口	電話番号	相談時間
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者、配偶者からの暴力、虐待に関する相談 ・生活保護、生活困窮者に関する相談 ・母子・乳幼児保健、成人検診、生活習慣病予防事業に関する相談 	健康福祉課	087-876-1113	平日8:30~17:15
<ul style="list-style-type: none"> ・学校・教育に関する相談 	学校教育課	087-876-1180	
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや家庭に関する相談 ・虐待に関する相談 	子育て支援課	087-876-6510	
	(子ども相談専用)	087-876-1122	
<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画・人権(LGBTQを含む)に関する相談 	住民生活課	087-876-1114	

【国・県の機関】

相談内容	相談窓口	電話番号	相談時間
<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者等からの暴力についての相談 	香川県 子ども女性相談センター	087-835-3211	日曜・祝日を除く 9:00~21:00
	香川県警察本部	087-833-0110	平日8:30~17:15
		#9110 (専用ダイヤル)	24時間 (通年)
	高松西警察署	087-876-0110	24時間 (通年)
<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪・性暴力被害についての相談 	香川県警察本部 (ハートフルライン)	087-831-9110	24時間 (通年)
		#8103 (専用ダイヤル)	
<ul style="list-style-type: none"> ・つきまとい、ストーカー行為の被害についての相談 	香川県警察本部	087-833-0110	平日 8:30~17:15
		#9110 (専用ダイヤル)	24時間 (通年)
	高松西警察署	087-876-0110	24時間 (通年)
<ul style="list-style-type: none"> ・売春強要などについての相談 ・人身取引に係る被害についての相談 	香川県警察本部	087-833-0110	平日8:30~17:15
		#9110 (専用ダイヤル)	24時間 (通年)
	高松西警察署	087-876-0110	24時間 (通年)
	香川県 子ども女性相談センター	087-835-3211	日曜・祝日を除く 9:00~21:00
<ul style="list-style-type: none"> ・性的少数者 (LGBTQ) の方や家族、パートナーの悩みごとに関する相談 	香川県総務部 人権・同和対策課	087-832-3222	毎月 第1月曜日 第3土曜日 18:00~21:00
<ul style="list-style-type: none"> ・職場におけるセクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについての相談 	香川労働局 雇用環境・均等室	087-811-8924	平日8:30~17:15
<ul style="list-style-type: none"> ・上記事柄やその他の女性に対する人権侵害についての相談 	法務局 女性の人権ホットライン	0570-070-810	平日8:30~17:15

第2次 綾川町男女共同参画プラン

発行/2019(平成31)年3月 発行者/香川県 綾川町
 問合せ先/綾川町 住民生活課
 〒761-2392 香川県綾歌郡綾川町滝宮299番地
 TEL (087) 876-1114 FAX (087) 876-3120